

平成27年度  
第1回高松市塩江地区地域審議会  
会 議 録

と き：平成27年6月17日（水）

と ころ：高松市塩江コミュニティセンター

平成27年度

第1回高松市塩江地区地域審議会

1 日時

平成27年6月17日(水) 午後1時59分開会・午後3時19分開会

2 場所

高松市塩江コミュニティセンター大ホール

3 出席委員 13人

会長	藤澤 英治	委員	長尾 哲夫
副会長	藪内 由佳	委員	藤澤 久文
委員	和泉 勝利	委員	藤澤眞優美
委員	植田 満江	委員	藤澤 良樹
委員	岡崎 千鶴	委員	藤本 博史
委員	喜多 維昭	委員	和田佐登子
委員	後藤 守		

4 欠席委員 1人

委員	竹内 康登
----	-------

5 行政関係者 22人

市民政策局長	城下 正寿	こども未来部長	松本 剛
市民政策局次長地域政策課長事務取扱	多田 雄治	こども園運営課主幹	中谷 厚之
政策課長補佐	松良 彰三	こども園運営課長補佐	石野 知津
地域政策課長補佐	植田 敬二	環境局次長	竹谷 栄二
地域政策課地域振興係長	藤川 盛司	環境局総務課長補佐	神前 祐史
くらし安全安心課長	山下 省吾	文化・観光・スポーツ部長	長井 一喜
人事課行政改革推進室長	諏訪 修司	観光交流課長補佐	吉峰 秀樹
人事課行政改革推進室長補佐	鈴木 和知	スポーツ振興課長	高尾 和彦
情報政策課長補佐	西村 福和	スポーツ振興課長補佐	高本 直人
情報政策課係長	田中 雄大	教育局次長	森田 素子
財政課長	石原 徳二	教育局総務課長補佐	上原 茂

6 事務局（塩江支所） 4人

支所長	和泉 孝治	業務係長	松浦 好哲
支所長補佐管理係長事務取扱	和田 誠輝	副主幹	藤村 幸男

7 傍聴人 2人

## 会 議 次 第

1 開 会

2 会議録署名委員の指名

3 議 事

(1) 報 告 事 項

ア 建設計画に係る事業の平成27年度予算化状況について

イ 建設計画に係る平成27年度の実施事業に関する意見に対する対応内容等について

(2) 協 議 事 項

ア 建設計画の計画期間を延長するための「高松市と塩江町の合併によるまちづくりプラン（建設計画）」の変更についての意見の取りまとめについて

4 そ の 他

5 閉 会

午後1時59分 開会

## 会議次第1 開会

○事務局（和田） 只今から、平成27年度第1回高松市塩江地区地域審議会を開会いたします。委員の皆様方におかれましては、御多忙のところ御出席をいただきまして誠にありがとうございます。開会に当りまして、会議の進行等に関する注意事項につきましてお願いがございます。本地域審議会の会議につきましては、会議録を作成することとなりますので、御発言をされる場合には、まず、議長の許可を得た後、恐れ入りますが、お手元のマイクのスイッチを押していただき、お名前を先に申し出ていただいてから、御発言されますようお願いいたします。なお、携帯電話は電源をお切りになるか、マナーモードに切り替えてくださいますようお願いいたします。

また、傍聴人の方々におかれましては、傍聴席に表示してあります事項を遵守していただきますようお願いいたします。

それから、委員皆様のお手元に「建設計画等の進捗状況」と「地域審議会の設置並びにその組織及び運営の見直しについて」というカラー刷りの資料があるかと存じますが、事前にお渡ししております資料の2枚目と最後の資料で同じタイトルの白黒の資料がございますので、お手数ですがそれと差し替えをお願いいたします。

それでは、本審議会設置並びにその組織及び運営に関する協議第7条第3項の規定により、藤澤会長が会議の議長となりますのでよろしくお願いいたします。

それでは最初に藤澤会長より、ごあいさつを申し上げます。

○藤澤会長 開会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、会議に御出席いただきまして誠にありがとうございます。また、市職員の皆様には、大変お忙しい中ご出席いただきありがとうございます。

この地域審議会は御存知のとおり、10年を目途に建設計画が立てられておりまして、今年度が最終年度となっております。しかしながら、平成24年6月に合併特例債延長法が施行されたことにより、合併特例債等の発行期間が5年延長となりました。それにつきましては、後ほど担当局より説明がありますのでよろしくお願いいたします。

さて、建設計画の最重点取り組み事項でありました統合小学校も開校し、本年4月に開校式を行いました。また、塩江ケーブルネットワークの再整備におきましても、現在工事中で、本年度内に工事が完了予定ということ聞いております。

本日、御協議いただきます議題は、報告事項2件と協議事項1件となっております。後ほど担当部局から説明をいただくこととしておりますので、委員の皆様には、忌憚のない御意見を賜りますようお願い申しあげまして、簡単ではございますが、開会のごあいさつといたします。

## 会議次第2 会議録署名委員の指名

○議長（藤澤会長） それでは、会議に入りたいと存じますが、本日の出席委員は「12名」でありますので、本審議会の設置並びにその組織及び運営に関する協議第7条第4項の規定に基づき会議が成立することを御報告いたします。

会議次第の2「会議録署名委員の指名」でございますが、本日の会議録署名委員には、藤澤久文委員さんと藤澤眞優美委員さんのお二人をお願いいたしますので、よろしく願いします。

## 会議次第3 議事

### （1）報告事項

#### ア 建設計画に係る事業の平成27年度予算化状況について

○議長（藤澤会長） 早速、議事に移ります。

（1）の報告事項でございますが、ア「建設計画に係る事業の平成27年度予算化状況について」とイ「建設計画に係る平成27年度の実施事業に関する意見に対する対応内容等について」の、この2件は関連がございますので、一括して説明をお願いいたします。

委員の皆様には、全ての担当部局からの説明を行った後に、御質問、御意見等を順次お受けしたいと思っております。

それでは、説明をよろしく願いいたします。

○多田市民政策局次長 はい、議長。

○議長（藤澤会長） はい、どうぞ。

○多田市民政策局次長 地域政策課の多田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、報告事項アの「建設計画に係る事業の平成27年度予算化状況」につきまして、お配りしております資料を基に、御説明をさせていただきます。

お手元に、A3サイズの大きい横書きの表が2種類あると存じますが、その内、資料1「建設計画に係る事業の平成27年度予算化状況（地区のみの事業）」を御覧ください。この資料につきましては、一番左端に「連帯のまちづくり」を始めとする5つのまち

づくりの基本目標ごとに、「施策の方向」、「施策項目」、「事業名」、「27年度事業計画の概要」を記載し、「27年度の当初予算額」と「26年度の当初予算額」を対比させるとともに、その「増減額」を記載しております。

時間の関係もございますので、ここでは、逐一の説明は省略させていただきますが、今年度予算措置している主な事業を御説明申し上げます。

まず、①の連帯のまちづくりでは、「患者送迎バス運行事業」並びに「専門外来医師受入事業」に2,625万6千円でございます。

次に、②循環のまちづくりでは、水道監視システム整備や老朽ビニル管の更新を内容とする、「水道管網の整備」に合計2億9,585万2千円でございます。

次に、③連携のまちづくりでは、「塩江ケーブルネットワークの光ファイバー化」に、4億3,814万4千円でございます。

裏面に移りまして、④交流のまちづくりでは、塩江4大まつりなど「まつりの開催」として、930万5千円、「造林事業の助成」に913万9千円、高畑安田線他の道路改良工事など「市道等の整備」に2,351万円、「塩江町コミュニティバス運行事業」に、821万円を計上いたしております。

次に、⑤参加のまちづくりでは、「地域審議会の開催」として、78万円を計上いたしております。

また、合計欄の下、「香東川水系柵川ダムの建設」として、市道改良事業2,550万円を計上いたしております。

以上、「①連帯のまちづくり」から「⑤参加のまちづくり」までの予算額に、「香東川水系柵川ダム建設関連事業」の予算額を加えまして、総額で、9億694万1千円を予算措置しているものでございます。

また、建設計画の進捗状況をまとめた資料を配布させていただいております。A4横のカラーの資料をご覧ください。これは計画全体の進捗を示したもので、平成27年度末の見込みとして、全体としての進捗状況は、未定を除くと、97%で実施済、実施中、廃止と一定の結果が出ているものと存じます。

なお、個別事業の進捗については、担当課がすべて出席しておりませんので、ご不明な点がございましたら、機を改めて説明させていただきます。

以上で、簡単ではございますが建設計画に係る事業の平成27年度予算化状況についての説明を終わらせていただきます。

## イ 建設計画に係る平成27年度の実施事業に関する意見に対する対応内容等について

続きまして、報告事項イの「建設計画に係る平成27年度の実施事業に関する意見に対する対応内容等」につきまして、御説明をさせていただきます。

資料は、A3の横書きの表、資料2「建設計画に係る平成27年度の実施事業に関する意見に対する対応調書」を御覧ください。

この件につきましては、昨年7月に、「建設計画に係る平成27年度の実施事業に関する意見の取りまとめ調書」を提出していただき、その後、11月25日に開催された平成26年度第2回地域審議会におきまして、その対応策について説明をさせていただきました。その後の、まちづくり戦略計画の策定や平成27年度の予算措置などの状況等を踏まえ、地域審議会から意見のありました項目の中で、事業の進捗等により対応内容について変更等がある項目について、改めて説明させていただくものでございます。

それでは、資料に従い各担当部局から説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○松本こども未来部長 はい、議長。

○議長（藤澤会長） はい、どうぞ。

○松本こども未来部長 こども園運営課松本でございます。

項目番号1旧塩江保育所の整備でございます。旧塩江保育所は、保育所としての用途は廃止され、普通財産となっております。本庁舎等の収納スペースが不足していることから、備品等の保管場所として活用しております。

本市の施設利用では、施設の状態や利用形態によりますが、基本的に財産処分年限を過ぎましても活用することとしておりまして、本施設につきましては、人が常時利用することのない備品等の保管場所としての活用であり、雨漏り等もないことから、修繕等の必要もなく使用できるものと考えております。

また、草刈りにつきましては、人が常駐していないことから、常時きれいな状態とはまいませんが、本課職員や業者委託により時期を見て行っておりまして、今後とも状況を見ながら実施してまいりたいと存じます。

なお、災害時の避難場所でございますが、本施設の避難場所としての指定は平成26年7月1日をもって解除されております。

また、周辺施設の駐車場につきましては、塩江中学校及び同第2体育館、塩江町庭球場ともに、利用者が駐車するスペースは十分に確保できていると存じておりまして、新たな



駐車場の整備は考えておりませんので、利用者の駐車マナーの啓発に努めて参りたいと存じます。

このような中、当該施設は、現在、必要な備品等の保管場所として活用しておりまして、近いうちの撤去は考えておりませんが、新たな利活用の要望等がございましたら、その際は、改めて検討させていただきたいと存じます。こども運営課からは以上です。

○山下くらし安全安心課長 はい、議長。

○議長（藤澤会長） はい、どうぞ。

○山下くらし安全安心課長 くらし安全安心課の山下です。よろしくお願いいたします。

項目番号2定住の促進であります。空き家対策につきましては、昨年11月、議員立法によりまして空家等対策の推進に関する特別措置法が公布され、去る5月26日をもって完全施行されたところでございます。この法律には市の責務として空家等の活用のために必要な対策を講ずるよう努めることとされていますことから、本市といたしましても、現在、8月を目途に空家の改修あるいは家財道具の除去に要する費用の一部を補助する事業を実施するための準備を進めているところでございます。

補助には一定の条件がございますが、この制度を利用していただくことにより、空家を借家として利用していただくことが可能になり、人口減少を抑制する一助となると考えております。

なお、補助制度を始め、空家等対策を総合的に推進するため、本年4月より、くらし安全安心課を新設し、市民への対応に当たっております。

また、条例の制定につきましては9月を予定しておりますが、法律の内容が空家等の適正な管理について相当細かく定められておりますことから、法律を遵守し、本市独自の方策等について規定をして行きたいと存じます。また、条例の効果等の検討につきましては、これまでの空き家対策等プロジェクトチームを庁内に設置しておりましたが、発展解消する形で立ち上げた庁内連絡会において実施してまいりたいと存じます。以上でございます。

○竹谷環境局次長 はい、議長。

○議長（藤澤会長） はい、どうぞ。

○竹谷環境局次長 環境局総務課 竹谷でございます。

環境総務課から説明申し上げます。公衆衛生の向上に資することを目的とし、高松市水道事業の給水区域外に居住する者に対し、自己の用に供する飲用水の安定的な確保を図る

ため、自家用給水装置の新設・改修する費用の一部を、また、給水ホースや貯水用タンクを購入する費用の一部を、補助しております。以上でございます。

○松良政策課長補佐 はい、議長。

○議長（藤澤会長） はい、どうぞ。

○松良政策課長補佐 政策課の松良と申します。よろしく申し上げます。

項目番号3 過疎対策事業でございます。過疎対策事業の補助金申請等については、国から県、県から市を経由して通知され、市の過疎担当課から各事業の所管課へ通知・照会等を行っております。このため、地域コミュニティ協議会等、各団体への補助金申請の案内に時間を要しており、申請書類締切までの期間が非常に短期間になる場合もあります。

また、過疎対策事業の補助金申請におきましても、補助要綱等に変更点が追加される場合もあるため、事前に補助金事業の調整・準備等を行うことが困難な状況にあります。

市におきましては、過疎対策に関する情報、補助金申請等の通知があった場合、各事業の所管課への迅速な情報提供に今後も努めるとともに、「地域の過疎対策事業を考える会（仮称）」の市職員の出席につきましても、必要に応じて所管課と協議し、市として可能な範囲での協力を行ってまいりたいと存じます。

○長井文化・観光・スポーツ部長 はい、議長。

○議長（藤澤会長） はい、どうぞ。

○長井文化・観光・スポーツ部長 観光交流課の長井でございます。

項目番号4 塩江の観光振興でございますが、塩江4大まつりは、塩江温泉を始め、ホテル観賞や川遊びなど、地域資源を生かしたイベントとなっており、県外からも多くの観光客が訪れております。また、この取組を通じて、地域による観光資源の磨き上げと、さらなる活用が図られており、本市の観光振興に大きく寄与していると認識しております。渋滞の解消については、事前告知の徹底や駐車場の確保、当日の交通整理の強化などが考えられますが、いずれにいたしましても、具体的な対策については、主催者と協議してまいりたいと存じます。以上でございます。

○諏訪行政改革推進室長 はい、議長。

○議長（藤澤会長） はい、どうぞ。

○諏訪行政改革推進室長 行政改革推進室の諏訪でございます。

項目番号5 地域行政組織再編でございます。塩江・庵治・香南各支所においては、地域行政組織再編に伴う地区センター（仮称）への移行後も、当分の間、現在の支所機能と同

等の窓口サービスを継続して提供することとしており、この継続する窓口サービスの範囲については、多くの市民が利用するサービスを基本に考えておりますが、具体的な事務の内容は、現場である支所の意見も聞きながら、固有事務を含め、取扱事務の範囲等を検討しているところでございます。その中で、今後取りまとめていくこととしております。

また、「当分の間」の具体的な期間については、激変緩和措置であることから恒常的な措置としては考えておりませんが、移行後の状況等をみながら、サービス内容や職員体制について検討してまいりたいと存じます。以上でございます。

○多田市民政策局次長 はい、議長。

○議長（藤澤会長） はい、どうぞ。

○多田市民政策局次長 地域政策課でございます。

項目番号6 地域審議会についてお答えいたします。建設計画の期間延長につきましては、平成27年5月の地域審議会勉強会でお示したとおり、進行管理の方法等もあわせて、各地域の方々の御意見等も伺いながら、その方向性を定め、27年度中に、計画変更等の手続きを進めてまいりたいと存じます。この後の協議案件でございます。

また、建設計画の進捗状況をチェックし、あるいは、合併後のまちづくりについて御意見をいただくために、市町村の合併の特例に関する法律に基づき合併協議において27年度まで設置しております地域審議会と、協働のパートナーと位置付け、共にまちづくりを進めていくために、本市制定の自治基本条例に基づき設置しております地域コミュニティ協議会との関係につきましては、本来の設置の趣旨や性格が異なるものでございますが、まちづくりを進めていく上におきまして、それぞれに重要な役割を担っていただいているものと存じております。以上でございます。

○議長（藤澤会長） 説明が終わりましたので、まず、ア建設計画に係る事業の平成27年度予算化状況について、御質問、御意見等を頂戴したいと存じます。

○発言なし。

○議長（藤澤会長） 特にないですようですので、次にイ「建設計画に係る平成27年度の実施事業に関する意見に対する対応内容等」について、お伺いしたいと思います。それでは、項目1 旧塩江保育の整備について、御質問等はございませんか。

○喜多委員 はい、議長。

○議長（藤澤会長） はい、どうぞ。

○喜多委員 喜多でございます。

先だつての平成26年度第2回の地域審議会で回答をいただいた内容を、地元自治会の総会時に報告したところ、地元自治会としては、非常にありがたいということでした。この資料にもありますとおり草刈りや管理は、本課職員又は業者に委託して、時期を見て行うということですが、自治会としては、塩江支所を通じて本課に話しを持っていくということになりました。今後とも塩江支所を通じての話し合いを考えておりますということを自治会長から承っております。よろしくお願ひいたします。

○松本こども未来部長 はい、議長。

○議長（藤澤会長） はい、どうぞ。

○松本こども未来部長 こども園運営課でございます。

今のお話承りました。塩江支所を通じてのお話をいただけるということで、直ちにという対応は難しいかもしれませんが、お話いただいた上で対応してまいりたいと存じます。

○議長（藤澤会長） 他にございませんか。

○発言なし。

○議長（藤澤会長） 無いようですので、次に項目番号2定住の促進について御質問等はありませんか。

○発言なし

○議長（藤澤会長） 続きまして、項目番号3過疎対策事業についての御質問等はありませんか。

○後藤委員 はい、議長。

○議長（藤澤会長） はい、どうぞ。

○後藤委員 後藤でございます。

市から要綱が変わった新しい資料を送っていただいておりますが、これからもこの件につきましては、手続きの面等、行政でなくてはわからないところがあると思いますので、今後ともご指導のほどよろしくお願ひいたします。

○松良政策課長補佐 はい、議長。

○議長（藤澤会長） はい、どうぞ。

○松良政策課長補佐 政策課です。

今後とも後藤委員が言われましたとおり、地元の皆様と連絡しながら一緒に行っていきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（藤澤会長）　続きまして、項目番号4 塩江の観光振興について御質問等はありませんか。

○発言なし。

○議長（藤澤会長）　無いようですので、続きまして項目番号5 地域行政組織再編について御質問等はありませんか。

○発言なし。

○議長（藤澤会長）　無いようですので、項目番号6 地域審議会について御質問等はありませんか。

○後藤委員　はい、議長。

○議長（藤澤会長）　はい、どうぞ。

○後藤委員　後藤でございます。

資料の対応内容に書かれている中身について、早めの準備をお願いしたいと思っております。例えば、コミュニティセンターのことですが、何かにつけてこれから担当しなければいけないことが増えてくるのではないかと考えております。前回の審議会でも申しましたとおり、できる協力はしますという意思表示とそれに対する準備を早めに進めていただきたいと思っております。協働のパートナーであるはずですが、協働のパートナーであるか否かは、そちらだけが決める問題ではないので、コミュニティ協議会が協働のパートナーとしての体制を早めに決めていかないと、突然に依頼されても受け皿側も十分できないだろうと思っております。コミュニティ協議会としては逃げては通れない問題で、逃げることにより地域の皆様が不便を感じたりしてはいけませんので、是非、受け入れができる体制を早くから考えていただき、できるなら1年早めに手配していただき、場合によっては人の増員ということもあるので、そういう点を含めて対応していただきたいと思っております。それから、最近はいろいろなことをコミュニティ協議会から申請することが出てきている。例にとって紹介しますと、自主防災組織が訓練をすることになりました。訓練をすることによって今年から集まった人数により点数制で物資を渡すことを要綱で決めている。総会とか役員会等で変わるということは事前に知ってはいます。しかし、コミュニティ協議会から年に1地区で1回限り補助するという、どこの地区の防災組織が訓練するかはコミュニティ協議会の会長が1か所を推薦しなさいということのを要綱に定めている。要綱を盾にとって、ある自主防災組織から推薦するようにと私のところに言ってきました。私は、中身は知っていますが、正式には文書も通知もいただいておりません。推薦申請をするには、どの防

災組織を推薦するかを決めなければならない。ということで、総会が終わった後での担当からの説明だけではやりにくいところがあります。正式に推薦申請の文書が届いてもいいのではないかと市に話したところ、文書は出せないということでした。最終的には、課長名であればということで、私のところに届いたところでございます。だれからでなくてはいけないということではなく、依頼文書はきちんと出すべきではないでしょうか。それでスムーズにやっていければいいわけです。後は方法論だけですが、今言った一例がいろいろな時に、コミュニティ協議会から申請しなさいとか、コミュニティ協議会が案内しなさい等ということは、行政の仕事ではないのではとっているのですが、そのことをしないことによって地域が不利益になってもいけないので何とかしていますが。その辺りはしているからいいのではなく、できるような体制づくりや、きちんとした文書通知をお願いしたいと思います。

○多田市民政策局次長 はい、議長。

○議長（藤澤会長） はい、どうぞ。

○多田市民政策局次長 地域政策課でございます。

後藤委員の御指摘は、総合センターや地区センターも踏まえて、これからの変化に対応して行政とコミュニティ協議会との連絡体制を密にとって、現場のコミュニティ協議会への負担がかからないようにとのことだったと思います。その点につきましては、情報の連絡等を迅速にできるだけ詳細内容をお知らせして、地域のコミュニティ協議会が困らないように留意してまいりたいと思います。

また、委員が御指摘の後段の自主防災の問題でございますが、これは消防局予防課が事務局となっている制度変更に係る問題と承知しております。ちょうど私も出席しておりましたので覚えておりますが、こういった自主防災の制度変更を含めまして、最近、行政から各地区のコミュニティ協議会に下りてくる実務が増えていることをよくお聞きします。こういったことを受けまして、地域政策課としては各課が地域コミュニティ協議会にお願いするお話については、一度、地域政策課で集約して、どのようなことがどの程度増えているのかを把握した上で、今年度にコミュニティ協議会連合会からは事務体制の支援という要望を受けておりますので、そういったところにも反映できるよう考えております。

○城下市民政策局長 はい、議長。

○議長（藤澤会長） はい、どうぞ。

○城下市民政策局長 市民政策局長の城下でございます。

担当からの説明に少し補足をさせていただきます。コミュニティ協議会の体制についてのお話は申しあげたとおりでございます。市として必要な支援については、しっかりやっ  
ていこうというスタンスでおりますので、コミュニティ協議会連合会を通じての御要望に  
つきましては、私どもとしても受けとめて検討してまいります。

後段のお話の中で、後藤委員の御指摘の本当のポイントは何かという点でございますが、  
協働のパートナーとして動いていくのは単に市だけが主体ではなくて、コミュニティ協議  
会ももう一方の当事者ですので、コミュニティ協議会に関わることについては、意志決定  
や方針を定める時に、内容にもよりますが事前の相談があつてしかるべきで、決定した内  
容については、コミュニティ協議会側がしっかり理解をして受けとめられるようにすべき  
であろうという御指摘ではないかと思ひます。御紹介いただいた事例では、市の要綱の中  
でコミュニティ協議会の会長が団体を選んで推薦するということになっておりますが、そ  
の点が十分に周知できていなかったというお話だったので、それは非常にまずいやり方な  
んだらうと思ひます。すべての事案についてどう対応できるかというのは難しいですが、  
市が定める要綱の中で、コミュニティ協議会側としての一定の判断を求めるような場合に  
は、そういう方向で望みたいという何らかの御相談、御了解をいただくということは、配  
慮として必要ではないかと私としては思ひますので、今一度、いただいた宿題につきまし  
ては、この時期は地域審議会を各地区で開いておりますので、全体を踏まえうえて庁内  
的にきちんとした理解と対応ができるように、私の立場でも庁内的な働きかけをしてまい  
りたいと思ひておりますのでよろしくお願ひいたします。

○後藤委員 はい、議長。

○議長（藤澤会長） はい、どうぞ。

○後藤委員 後藤でございます。

今まで、要綱に書いている文書が多いです。要綱は内部の資料ですので、役所の方が言  
っていましたが、要綱は見せても見せなくてもよい資料と聞いております。そういう要綱  
では、地区で50日前にコミュニティ協議会会長が推薦書を提出すると書いてあります。  
それに基づいて、自主防災会がコミュニティ協議会へ届けるということですが、要綱に書  
いていることは知っておりますが、なぜコミュニティ協議会会長がしなければいけないのか  
いうことを言う場がないわけです。市の要綱には大事なことが入っているのです。要綱は  
行政の事務手続きをスムーズにするために決めているだけで、要綱にあるからコミュニ  
ティ協議会会長が推薦しなければいけないという拘束力は何もないと思ひます。しかし、地

域でまとめるにはコミュニティ協議会でなければならないというところもあります。今局長が言われましたように、せめてコミュニティ協議会の役員会や理事会で、相談等が行われることが大事ではないかと思います。

○多田市民政策局次長 はい、議長。

○議長（藤澤会長） はい、どうぞ。

○多田市民政策局次長 地域政策課でございます。

全庁的な対応につきましては、局長から申しあげたとおりでございます。只今、後藤委員が御指摘の点は自主防災協議会消防局予防課でございますので、そういった御指摘があった点は私から伝えておきます。

○議長（藤澤会長）

コミュニティ協議会連合会で、十分検討していただくことをお願いいたします。

○議長（藤澤会長） 報告事項全般の御質問等はございませんか。

○発言なし

○議長（藤澤会長） 無いようですので、ア建設計画に係る事業の平成27年度予算化状況についてとイ建設計画に係る平成27年度の実施事業に関する意見に対する対応内容等については、これで終了させていただきます。

## （２）協議事項

### ア 建設計画の計画期間を延長するための「高松市と塩江町の合併によるまちづくりプラン（建設計画）」の変更についての意見の取りまとめについて

○議長（藤澤会長） 続きまして、（２）の協議事項アの「建設計画の計画期間を延長するための「高松市と塩江町の合併によるまちづくりプラン（建設計画）」の変更についての意見の取りまとめ」につきまして、地域政策課より説明をお願いいたします。

○多田市民政策局次長 はい、議長。

○議長（藤澤会長） はい、どうぞ。

○多田市民政策局次長 地域政策課でございます。

それでは、協議事項の「建設計画の計画期間を延長するための「高松市と塩江町の合併によるまちづくりプラン（建設計画）」の変更についての意見の取りまとめについて」、御説明をさせていただきます。

お手元の資料3を御覧下さい。趣旨に記載していますように、「高松市と塩江町の合併によるまちづくりプラン（建設計画）」の一部について、別紙のとおり変更したいので、合併



特例法の規定に基づき、地域審議会の意見の取りまとめをお願いするものでございます。

変更点でございますが、資料3の次にあります「高松市と塩江町の合併によるまちづくりプラン（建設計画）」変更（案）を御覧ください。右側に下線を引いている部分に変更となる箇所でございます。計画の期間でございますが、平成32年度までとします。

次に、財政計画につきましては、5-1基本的な考え方でございますが、この財政計画は、合併年度及びこれに続く15年度（平成17年度～平成32年度）について、普通会計ベースで推計しています。作成に当たっては、平成17年度から平成25年度までの数値を、それぞれ決算額で、平成26年度については、平成26年度3月補正後の予算額で見込み、平成27年度から平成32年度までの数値は、歳入・歳出の項目ごとに、現行制度を基本として過去の実績等を勘案しています。5-2歳入・歳出の考え方でございますが、(1)歳入①地方税・地方譲与税・交付金のところでございますが、過去の実績、現時点で明らかな制度改正等を踏まえる中で、現行制度を基本として推計しています。②地方交付税等臨時財政対策債を含む現行の普通交付税制度に基づくほか、普通交付税算定の特例措置（合併算定替）、合併特例債の元利償還金に係る交付税措置などを見込んで推計しています。③国庫支出金・県支出金では、現行制度を基本として、過去の実績等を勘案して推計しています。④⑤は変更ございません。(2)歳出、①人件費のところでございますが、第4次職員数の適正化計画（改定）及び退職予定者数などを見込んで推計しています。②は変更ございません。③公債費でございますが、平成25年度までの借入に係る地方債の元利償還金に加え、建設計画の事業実施に伴う合併特例債など、計画の期間中に発行する地方債の元利償還金を加算して推計しています。④物件費・補助費等のところでございますが、過去の実績等を踏まえて推計しています。⑤⑥は変更ございません。

次に、財政計画の表がでございます。歳入・歳出でございますが、次のページの別紙1が変更前、その次のページに別紙2として変更後を記載しております。

以上が、建設計画の変更についての意見の取りまとめについての説明でございます。

なお、法律に基づく変更手続きでございますので、本日、皆様方に変更案を御了承いただきましたら、異議なしの書面を市長宛てに提出いただき、県との協議、9月議会での議決を経て建設計画の変更となりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（藤澤会長） 只今、御説明がありました「建設計画の計画期間を延長するための「高松市と塩江町の合併によるまちづくりプラン（建設計画）」の変更」につきまして、

御質問等がございましたら御発言をお願いします。これに関しましては、先ほど説明がありましたように市長宛に報告しなければならないので御確認をよろしくをお願いします。

○発言なし。

○特に無いようですので、この件につきまして改めてお諮りしたいと思います。建設計画の計画期間を延長するための「高松市と塩江町の合併によるまちづくりプラン(建設計画)」の変更につきまして、本日提案された内容のとおり、変更するという事で御異議ございませんでしょうか。

○異議なしの声あり

○議長(藤澤会長) ありがとうございます。

それでは、「建設計画の計画期間を延長するための「高松市と塩江町の合併によるまちづくりプラン(建設計画)」の変更」につきましては、皆様方に変更案を御了承いただいたということで、異議なしの文面で市長へ提出させていただきます。何卒よろしく願い申しあげます。

建設計画の変更は御了承いただきましたので、引き続き地域政策課から地域審議会の今後の運営等についての説明をよろしくお願いいたします。

○多田市民政策局次長 はい、議長。

○議長(藤澤会長) はい、どうぞ。

○多田市民政策局次長 地域政策課でございます。

引き続きまして、地域審議会の設置並びに、その組織及び運営の見直しについて、御説明をさせていただきます。資料はお手元のA4横のカラーのものでございます。見直しの内容でございますが、建設計画等の期間延長に伴い、地域審議会の設置期間を5年間延長するとともに、定例会の開催回数を毎年度2回から毎年度1回に見直すものでございます。

地域審議会の設置期間につきましては、建設計画の期間延長後においても、引き続き意見を述べる機会を確保されたい旨の要望があることや、建設計画等の登載事業について、進捗状況をチェックしていただき、合併町のまちづくりを的確に、また、着実に推進する必要があるとの考えから、延長としたものでございます。

また、定例会の開催回数につきましては、多くの事業が完了し、審議案件が少なくなることや、適宜、臨時会或いは勉強会の開催が可能でありますことから、毎年度1回に見直した次第でございます。

なお、委員定数につきましては、先の勉強会における委員の皆様からの様々な御意見を

踏まえ、現状維持の15人以内で変更なしといたしております。

只今説明いたしました変更内容については、地区毎に定めている「地域審議会の設置並びにその組織及び運営に関する協議」を、変更する条例を定める必要がございますので、建設計画の変更に合わせて9月議会での議決をいただけるよう準備を進めてまいりたいと考えております。以上で説明を終わります。

○議長（藤澤会長） ありがとうございます。

一つお聞きしますが、議員報酬の件ですが、変更はないのですか。

○多田市民政策局次長 はい、議長。

○議長（藤澤会長） はい、どうぞ。

○多田市民政策局次長 地域政策課でございます。

委員報酬につきましては、ここで御論議いただくことではございません。先の勉強会でお話ししたとおり、市といたしましては他都市に比べ高い状況にあること、また、本市内の各種審議会の報酬に比べて高額となっていることを踏まえ、延長後の次年度以降は減額する方向で考えております。決定は、この後の延長が決まった後、市の報酬額の条例が変わった段階で変わってくるということになります。

○議長（藤澤会長） ありがとうございます。地域審議会の設置並びにその組織及び運営の見直しについて、御質問があれば御伺いします。

○発言なし。

○議長（藤澤会長） 特に無いようですので、改めてお諮りいたしたいと思っております。只今地域政策課から説明がありました地域審議会の運営方法について、御異議ございませんでしょうか。

○異議なしの声あり。

○議長（藤澤会長） ありがとうございます。

#### **会議次第4 その他**

○議長（藤澤会長） 次に会議次第4「その他」でございますが、特に、地域審議会として何か諮りたいことがございましたら御発言をお願いいたします。

○後藤委員 はい、議長。

○議長（藤澤会長） はい、どうぞ。

○後藤委員 後藤でございます。

小学校の跡地利用につきまして、昨年と一昨年の2年間に渡り、塩江・安原・上西の3地区で検討委員会を開催して議論してきました。決まったことに対しては、今年と来年に事業をするという事になっております。昨年度までは専属の新設統合校整備室長さんがいまして、機会あるごとに出向いて来ていただき、親切、丁寧に説明をしてもらいました。今年の4月に市の組織も変わるから、4月に入ってからは、施設管理や改修の問題については、新しい担当と話をするという事で終わっております。今までいろんな人を通じて、一度は来てもらいたいということを2～3回連絡をしましたが何も音沙汰がありません。「学校も統合したから放っておけ」と思っているのでしょうか。また、そうではなく忙しいから来られないのでしょうか。

○森田教育局次長 はい、議長。

○議長（藤澤会長） はい、どうぞ。

○森田教育局次長 教育委員会総務課の森田でございます。

4月に新設統合校整備準備室の組織が廃止になりまして、施設の活用の担当としましては、教育委員会総務課で引き継ぎをしております。これまで何度か施設に行って状況を確認等はしてございましたけれども、実際には地元との情報共有等が十分にできていなかったというのは確かでございますので、今後できるだけ早めに御意見もお伺いしながら、施設の有効活用ついて、適宜協議してまいりたいと思います。

○後藤委員 はい、議長。

○議長（藤澤会長） はい、どうぞ。

○後藤委員 後藤でございます。

いずれにしても逃げては通れないと思います。是非、度々来ていただきたいと思います。現在、草がいっぱい生えております。旧塩江保育所は草が生えていても物置場で人が入らないところですが、3地区の小学校については開放してできる限り使っていこうということですから、そこに草が生えたら大変だから、草刈りは地元でという話もあったのですが、金額的に合わないこともあり、市で維持管理を1年間すれば費用がわかるので、その額をみて地元聞いてみるということになっています。地元としては今年1年間の維持管理の様子を観察しているのですが、現状は、ほったらかしの状態なので費用は要らないのではという声があがっています。是非、良い管理をしていただきたいと思います。

○議長（藤澤会長） 跡地について私から質問します。

私は違うことを聞いていたのですが、跡地の利用規則でここ数カ月中に一般公募して、施設を使うということを決めていて、もうすぐ要綱が出るということを知っていましたが、今から考えるということですか。

○城下市民政策局長 はい、議長。

○議長（藤澤会長） はい、どうぞ。

○城下市民政策局長 市民政策局でございます。

跡地の問題につきましては、昨年度に地元といろいろ協議をさせていただきながら、公共利用や地元の利用、さらには利用者が決まらない部分については公募で企業に使ってもらうという大きな整理がされていると思います。後藤委員から現場の管理の問題について御指摘いただきましたので、その点につきましては、関係課の中でしっかり現場の施設管理をどのようにするかについて早急に考えて、地元の皆様と共通認識を持って施設の管理をしっかり行っていきたいと思っております。企業誘致の作業につきましては、私どもの政策課が担当ということで、一定の考え方をまとめておまして、現実には事務が遅れているという報告も聞いておりますので、催促して公募の形が見えるようにしていきたいと思っておりますので、御了承いただきたいと思います。

○喜多委員 はい、議長。

○議長（藤澤会長） はい、どうぞ。

○喜多委員 喜多でございます。

統合小学校・中学校の送迎バスでございますが、同じ委託業者が運行しているにも関わらず、バスの前方にはステッカーを貼っているものの、車体色がさまざまなため、町民の方にはわかりにくいと思います。そこで、アメリカのスクールバスのような、一目で分かる統一した色にさせていただきたいと思います。次期の委託契約時に検討していただきたいという要望でございます。

○森田教育局次長 はい、議長。

○議長（藤澤会長） はい、どうぞ。

○森田教育局次長 教育局総務課でございます。

バスにつきましては、教育局学校教育課で所管しておりますので、主旨としましては、一目で分かるようにということでございますので、要望があったということを教育局学校教育課へ伝えてまいります。

○城下市民政策局長 はい、議長。

○議長（藤澤会長） はい、どうぞ。

○城下市民政策局長 市民政策局でございます。

直接の担当ではございませんが、市としての今の御要望の受けとめ方についてのお話しをさせていただきます。私の記憶では統合の際のいろんな課題がありまして、その中の一つに通学の話があったと思います。その中で台数までは覚えておりませんが、いろんなルートで教育委員会等が地元の方と協議をして最終的に落ち着いて運行するという事で対応させていただいております。そういう経緯を踏まえたうえで、今の御要望の趣旨は、田舎で黄色のような鮮やかな色のバスが走っていれば子ども達が行っていることがよく分かるので、そういうしつらえがあった方が地元としては非常にいいのではないかというお話しと受け止めております。具体的には費用の話になると思われまます。例えば、バスをラッピングして広告・宣伝をするような場合がありますし、最近、みなさんも御存知だと思いますが、列車や飛行機等に絵を描いて宣伝をしております。御要望は絵を描くというお話ではないかと思いますが、費用の問題と業者が変わった時に同じようにできるだろうかという問題です。その辺りは、業者との中でどこまでできるのかを検討する必要があると思っております。一番すっきりするのは、市がバスを購入して、それを業者に運行していただくということですが、バスによっては高額にもなりますので、現実にはコストとの相談ということになりますので、御要望の趣旨は受け賜りましたので、どういったことができるのかできないのかを担当課で検討するという事でお預かりさせていただきたいと思っております。

○議長（藤澤会長） 私から発言させてもらいます。教育委員会さんが座られておられますので、御聞きします。統合小学校並びに中学校が新規に開校しまして、校舎並びに体育館は非常によくできていると思っております。ただ、開校式にも出席させていただきましたが、その折にグラウンドの状況を見ますと、本当に運動するグラウンドかと思う状況でありました。先般5月末に一部改善作業をしておりますが、現状は、学校のグラウンドではなく泥遊びの場ではないだろうかと思っております。天候に大きく左右されるようなグラウンドは使い道がないと思っております。やはり子供たちが楽しく運動ができるグラウンドであれば、雨が降った後でもすぐ運動ができる物づくりをしていただきたいと思います。要望することは、あの状態では絶対に使い物にならない、高松市の不名誉なグラウンドだと思っておりますので、抜本的な改修工事をお願いしたいと思っておりますので、御検討をお願いいたします。

○森田教育局次長 はい、議長。

○議長（藤澤会長） はい、どうぞ。

○森田教育局次長 教育局総務課でございます。

確かに開校時にしばらく雨が続き、また、駐車場にしたということで、わだちが長い期間残ったままの状態でございます。運動場につきましては、土がある程度固まるまで時間がかかるというものでございますので、5月には、わだちを改良する工事しておりますので、しばらく固まるまでの間、半年ほど様子を見たいと考えております。それで固まってくるのではないかとというのが教育局で考えていることなのですが、その後、十分でないのであれば何らかの改善が必要になってくるかとは思っております。

○議長（藤澤会長） 私の聞いた話では、業者の見解では、恐らく今の状況であれば雨が降るたびに同じ状況が続き、改善されることはないと聞いております。皆さんは雨の状況が分かっていないようで、今回も締めた後でも、雨が降って人間が歩くと沈む状況なので、改善は難しいだろうと思っておりますので、早急に改善対策をお願いしたいと思っております。

○森田教育局次長 はい、議長。

○議長（藤澤会長） はい、どうぞ。

○森田教育局次長 教育局総務課でございます。

調査して検討させていただきます。

○議長（藤澤会長） 根本的な土壌の施設ができていないと思っております。ただ泥を上に乗せただけではないのですか。排水路を付ける等をしてはどうでしょうか。

○上原教育局総務課長補佐 教育局総務課上原でございます。

昨年の外構工事の中で、運動場の土の入れ替えを2回行っております。実際の工事内容としましては、既存のグラウンドから15センチほど漉き取っております。その中で真砂土を転圧しまして、その上に運動場専用の細砂を入れて造成を行っております。雨水関係の排水経路でございますが、運動場周囲は底の方に香東川方向に向かって勾配がとれていると思っておりますので、一定の勾配がとれていると思っております。委員さんが言われました土の柔らかさも4月から5月にかけて改修をしておりますので、再度確認ができるまで、もう少し時間をいただきたいと思っております。

○議長（藤澤会長） 今の話にありましたが、川側に傾斜をかけてという説明がありましたが、川側が一番状態が悪く、練っている状態で使い物にならない状態であります。

○後藤委員 はい、議長。

○議長（藤澤会長） はい、どうぞ。

○後藤委員 後藤でございます。

教育委員会の方、議事録をとっている会議ですので、もう少し待ってくださいとかよくなりますということは答えになっていない。もう少し考えて答弁をした方がいいのではないですか。

○森田教育局次長 はい、議長。

○議長（藤澤会長） はい、どうぞ。

○森田教育局次長 教育総務課でございます。

検討させていただきます。

○議長（藤澤会長） 他に御意見ございませんでしょうか。

○発言なし

○議長（藤澤会長） 他に御意見も無いようですので、以上で、本日の会議日程はすべて終了いたしました。皆様には、長時間にわたり御協議を賜り、また、円滑な進行に御協力をいただき、誠にありがとうございました。塩江地区の審議会が5年先まで延長ということですので、皆様の御協力を得まして平成32年までよろしくお願いいたします。

#### 会議次第5 閉会

○議長（藤澤会長） これをもちまして、平成27年度第1回塩江地区地域審議会を閉会いたします。

午後3時19分 閉会

---

会議録署名委員

委員

藤澤久文

委員

藤澤真優美